

政策委員会・金融政策決定会合議事録

開催日時：2008年9月29日（22:00～22:45）

場 所：日本銀行本店政策委員会会議室

出席委員：議長 白川方明（総 裁）

西村清彦（副 総 裁）

須田美矢子（審議委員）

水野温氏（ 〃 ）

野田忠男（ 〃 ）

中村清次（ 〃 ）

亀崎英敏（ 〃 ）

政府からの出席者：

財務省	竹下 亘	財務副大臣
内閣府	藤岡文七	内閣府審議官

（執行部からの報告者）

理事

理事

企画局長

企画局参事役

金融市場局長

国際局長

山口廣秀

山本謙三

雨宮正佳

鮎瀬典夫

中曾 宏

沼波 正

（事務局）

政策委員会室長

政策委員会室企画役

企画局参事役

企画局企画役

企画局企画役

企画局企画役

企画局企画役

大杉和人

執行謙二

関根敏隆

加藤 毅

坂本哲也

中尾根康宏

鈴木公一郎

I. 開会

(22 時 00 分開会)

白川議長

それでは、臨時の金融政策決定会合を開催する。本日は、日銀法第 17 条第 3 項に基づき、政策委員会議長として臨時金融政策決定会合を招集した。その理由は、以下のとおりである。サブプライムローン問題に端を発した国際金融市場の緊張の高まりに対応するため、9 月 18 日の臨時会合では先進国中央銀行との協調行動の一貫として、ドル資金供給オペレーションの導入を決定した。その後も東京市場も含め、ドルの短期金融市場では、資金調達圧力の高い状況にある。こうした緊張は暫く継続すると予想され、これが各国通貨建て市場にも当面影響を及ぼし続けるとみられる。こうした中、先進国の中央銀行は本日ドル供給の拡充に向け、さらなる協調行動を取る方針である。日本銀行としても、金融市場調節を円滑に行い、金融市場の円滑な機能の維持及び安定性の確保に資する観点から、ドル資金供給オペレーションの増額等を実施することが適当と考えるため、決定会合で議論することとした。

本日の議事進行である。最初に、最近の金融市場動向に関する執行部報告と質疑、次いで、米ドル資金供給オペレーションの拡充策に関する執行部説明、討議、それからご意見があれば、政府出席者からのご発言、最後に議案取り纏め、採決という順番で運びたいと思う。各国中央銀行によるドル協調行動の発表は日本時間の午後 11 時に予定されている。ドル資金供給オペレーションの拡充を図る場合、これに合わせて公表することが適当であるため、この点を意識しながら議事進行させて頂く。

政府出席者のご紹介である。財務省からは竹下亘副大臣、内閣府からは藤岡文七内閣府審議官である。会合の中でのご発言は、全て記録することが前提である。委員及び政府出席者はそのことを踏まえてご発言をお願いする。なお、情報管理の観点から、議案作成のための中断の際や、閉会后

公表までの間については、この会議室内にとどまって頂くようにしている。今回もそのような扱いとしたいと思うので宜しくお願いする。

Ⅱ．金融市場動向に関する執行部報告

1．最近の金融市場動向（資料－1）

白川議長

最初に、金融市場動向に関する執行部報告をお願いします。

中曽金融市場局長

お手許の資料－1 に沿ってご説明する。1 頁の米欧金融機関の株価と CDS プレミアムである。リーマンの破綻を契機に米欧金融機関の株価は急落している。CDS プレミアムは急拡大している。その後も米国の金融安定化策の実現の可能性を巡る様々な思惑、さらに足許では一部欧州系銀行などに対する信用懸念から、極めて不安定な状態が続いている。つまり、リーマンの後、米国では信用不安が収まっていない。投資銀行の後には商業銀行に焦点が移ってきており、WaMu が先週閉鎖されたし、中段のグラフにあるようにワコビアの株価の下落、あるいは CDS のプレミアムが足許目立っている。因みにワコビアは、FDIC 関与のもと、シティが受け皿となったという報道が先程あった。それから、欧州でも本日国有化されたフォルティスの株価の下落、CDS のプレミアムの拡大がこのところ顕著であった。

次に、ドル市場の動向である。リーマン破綻の後、米ドルの調達金利は、オーバーナイトとターム物とも急上昇した。かつ、日中の振れが大変大きな状況となった。ただ、各国中銀による協調的な米ドル供給のオペの拡充もあり、足許では米ドル LIBOR 対 FF スプレッド——これはオーバーナイトである——は低下してきている。これに伴い、米ドル供給オペの実施状況のグラフにあるように、中央銀行の TAF（ターム・オークション・ファシリティ）を中心とした米ドル供給は大きく増加してきている。グラフでぽつぽつ印が TAF である。ここを中心に資金供給が増えている

様子がご覧頂けるかと思う。いずれにしても、オーバーナイトのレートは足許多少高いが、一頃よりは緩んできているのに対して、ターム物は目立った改善がない。むしろ、ターム物の市場は悪化しているというのが各国中央銀行の評価である。すなわち、金融機関相互間で信用リスク不安が高まっているもと、長めの資金の放出姿勢が極度に慎重化している。これに伴い、ターム物レートは急上昇した後、高止まりしている。流動性はほぼ枯渇した状態にある。つまり、市場機能はほぼ停止してしまった状態にあるとみている。米ドルLIBORの推移のグラフにあるように、ドルLIBORのターム物のレートは高止まりしているし、LIBOR-OISスプレッドの推移のグラフをご覧頂くと、特にドルとポンドが急上昇している様子がご覧頂けると思う。

次に、為替スワップの市場である。こちらもターム物を中心に機能不全に陥っている。上段のグラフは米ドル転コストとLIBORのスプレッドである。こちらは高止まりしていて、ドル調達コストはかなり高くなっている様子がご覧頂ける。下のグラフは直先スプレッドのビッド・アスク・スプレッドである。これも大きく乖離した状況が続いており、流動性が低下していることを示している。

こうした影響は、円の市場にも出てきている。ここではグラフで示していないが、リーマン破綻以降、コール市場での邦銀と外銀のレート格差は非常に大きくなっており、20bp以上開くこともよく観察される。一つの要因は、外銀がスワップ市場で円転しにくくなっていることである。仮に取れたとしても、非常に高いコストになってしまって、その分、コール市場での調達圧力を高めていることが一つの背景と思う。また、リーマン以降、米欧の金融機関が相次いで破綻しているので、邦銀サイドは外銀に対するいわゆるカウンターパーティ・リスクを非常に意識するようになってきている。そういうことも背景とみている。実際、邦銀の中には外銀を為替スワップ市場のカウンターパーティとすることも躊躇する動きがみられてきている。こうした中、年末資金の手当てである。特にドル市場では緊張感が高まっている。年末越えのプレミアムをいわゆるフォワード・レート

でご覧頂く。上段のLIBORベースのグラフでご覧頂くと、実線が12月スタートのものになる。そのレートが大きく上昇しているし、下のグラフをみて頂くと、こちらはドル転コストベースでみた12月スタートものの年末越えのレートである。こちらもかつてない高さまで上昇していることがご覧頂けると思う。こういったところでも、年末越えの緊張感の高さは特にドル市場で顕著であることがお分かり頂けるかと思う。

ご参考までに、最後の頁に各国の中央銀行のドル供給オペの結果を示している。特徴を一言だけ申し上げると、ECBである。資金需要の強さが概してECBのオペの応札倍率とか落札レートに反映しているように思う。私からは以上である。

白川議長

ご質問はあるか。

須田委員

ドル供給オペの評価について。入札方法、担保の範囲あるいは実施までの期間とかについて、入札がどの程度か、倍率がどの程度か、が議論されているが、日本についてどう評価されているか。

中曾金融市場局長

日本はまだこの1回しかやっていない。TAFの1回目は(参考)のターム物の表の真中辺りに日銀とあるものである。応札倍率0.99倍とわずかに札割れになっている。この評価としては、我々は以下の三つ位が要因ではないかと思っている。一つ目は、米国、欧州、そして日本銀行と一斉にやることになってはいるが、たまたま1回目の23日は日本が休日だったので、1日遅れてオファーしている。従って、短期的な資金需要が先行する他国のTAFによって拾われている部分があるかと思う。これが一つ。二つ目は、準備が必ずしもできてなかったこともあると思う。外銀は、先程申し上げたように、どちらかという円資金を取るために担保を相当

割り当ててしまっているため、外銀の応札がなかった気がする。つまり、この 1 回目については、外銀からすると、取りたくてもなかなか取れなかった状況が、担保という面からあったかと思う。三番目は、邦銀の状況である。邦銀については従来から割と保守的な資金繰りをしていたので、1 か月物に関する限りはある程度手当てが済んでいた。従って、この 1 回目の T A F の 28 日物に関しては、ドル需要が然程強くなかったかとみている。ただ、次は、いよいよ 3 か月物になる。3 か月物は年末を越えていく資金供給になる。今、色々市場参加者から話を聞いている限りでは、こちらは相当強い資金需要があると我々はみているので、恐らく相応の応札があるのではないかと予想している。

亀崎委員

バンク・オブ・イングランドは 9 月 18 日からやって、6 回目までずっと札割れ、26 日になってやっと 1.24 倍となっているが、この辺はどうみているか。

中曽金融市場局長

この辺はなかなかよく分からない。しかし、主として欧州の E C B のオペが応札しやすいことがあるようである。先程、須田委員が若干おっしゃったが、E C B の担保の範囲は非常に広い。それから、技術的になるが、E C B の T A F は米国の最低落札金利をそのまま流用している。米国 T A F は、いわゆるコンベンショナル方式ではないので、アメリカの落札金利は欧州より低くなりがちで、E C B はそのレートをそのまま援用しているの、そこを上手く捉えて E C B に応札していく銀行が多いのではないかとされている。ただ、正確なところは分からないので、今どういう人達が実際に B O E と E C B と両方兼ねて応札しているのか、B O E と E C B で相互にチェックし合っている状況だと思う。

野田委員

オーバーナイトは分かるが、円のターム物にはそれ程影響は出ていないのか。

中曽金融市場局長

円のターム物は元々流動性があまり高くない分野であり、主として日本銀行のオペに依存する部分が高いから、そういう意味では影響は出ていないと言えるかもしれない。

須田委員

前回、リーマンが破綻した後、その処理と再構築がなかなかみえてこないというお話があったが、今、リーマン破綻後の処理はどうなっているのか。

中曽金融市場局長

金利スワップ系は割と処理が簡単なので、ある程度進みつつあると聞いている。クローズ・アウトに手間は掛かると思うが、一本ずつ処理していると聞いており、ここは徐々に進捗している。一方、CDSのプレミアムについては、いわゆる現金決済、差金決済する時の市場価格をどうするかという点について、主としてISDAがプロトコルを作る過程がまだ完了していないので、そちらはまだ進行途上、金利スワップ系よりは若干遅れているという認識だと思う。

白川議長

宜しいか。

2. 執行部提案に関する説明（資料－2）

白川議長

それでは、次に執行部提案である米ドル資金供給オペレーションの拡充

策について説明をお願いします。

鮎瀬企画局参事役

それでは、本日席上で追加配付させて頂いている「資料-2 追加」と付している「米ドル資金供給オペレーションの増額等について」と題する資料に沿ってご説明させて頂く。本件は、最近における米ドル市場の流動性の状況と、これが円市場の流動性に及ぼし得る影響に鑑み、金融調節の一層の円滑化を図るとともに、金融市場の円滑な機能の維持および安定性の確保に資する趣旨から、『米ドル資金供給オペレーション』の増額および実施期限の延長等を行うため、所要の措置を講じることとしたい、というものである。1. の背景説明は先程、中曽金融市場局長から詳しく説明があったので省略させて頂いて、この横棒のところをご覧頂きたい。最近の短期金融市場における資金調達圧力の持続的な高まりに対処するため、本日、本行を含む10の中央銀行が、米ドルの流動性供給を大幅に拡充するためのさらなる協調策を公表する予定であり、本件はその一環として行うものである。各中央銀行の措置については、お手許の別の資料、「要回収。各中央銀行の措置のポイント」の表の部分をご覧頂きたい。米国連邦準備制度と各中央銀行との間のスワップ協定が拡充される予定である。この「今回の措置」と書いてあるところが今回の増額予定の金額であり、右側の「総額」という部分が増額後のスワップ枠である。また、スワップ協定の期間は、従来の来年1月末から来年4月末まで延長するという方向で検討がなされている。

先程の資料にお戻り頂いて、本日、これのためにご決定頂きたい事項である。まず説明資料1頁の2.である。ドル供給オペの増額及び実施期限の延長を行うために、このオペに必要なドル資金の調達のためにニューヨーク連銀との間で締結している為替スワップ取極について、これを一部変更し、引出限度額を1,200億ドルに増額するとともに、取極の有効期限を平成21年1月30日から平成21年4月30日に延長することがご決定頂きたい第一の点である。右側に行って、3.である。ドル供給オペの基本事

項を定めている「米ドル資金供給オペレーション基本要領」について、このドル供給オペの実施期限を延長するため、この基本要領の有効期限を平成21年1月30日から平成21年4月30日に延長することが二点目である。次に、4.として米ドル資金供給オペの貸付対象先の選定に係る基本要領について、有効期限を同様に平成21年4月30日に延長することである。また、ドル供給オペの対象となりうる先を拡大するために、従来の対象先の範囲に加えて、アンダーラインを付した共通担保資金供給オペの全店貸付というオペの対象先のうち、本店管下先を選定先の範囲に加えるというように基本要領を改正させて頂きたいと考えている。従来対象先となり得る先が54先、うち実際に手を挙げて対象先となった先が40先、が現状である。今回の措置によって対象先となり得る先が33先増加することになっている。次に、5.として今後の予定である。本件ご決定を頂いたならば、この3.と4.の基本要領の改正については本日から実施させて頂き、所要の準備が整い次第、ドル供給オペの対象先の追加選定を行うことを考えている。また、為替スワップ取極については、速やかにニューヨーク連銀との間で、変更を行うこととさせて頂きたいと考えている。対象先の選定について、所要の準備が整い次第、追加選定を行うとご説明させて頂いた。この点、差し当たり次のドル供給オペのオファーが10月7日に予定されている。この第二回目のオペについては、従来の対象先を相手方として行うことになる見込みであり、それ以降、追加的な選定を行う見通しである。資料の3頁にお示ししているのが、今回10か国中央銀行の協調策について同時公表を予定している公表文の本行分である。

4頁は本件についての政策委員会付議文である。先般18日にご決定頂いた際の基本要領等の配列に沿って、付議文は配列させて頂いているので、先程ご説明させて頂いた説明資料とは順序が一部違っているが、内容は同じことを定めさせて頂いている。「『米ドル資金供給オペレーション基本要領』の一部改正等に関する件。案件。最近における米ドル市場の流動性の状況と、これが円市場の流動性に及ぼし得る影響に鑑み、金融調節の一層の円滑化を図るとともに、金融市場の円滑な機能の維持および安定性の

確保に資するため、下記の諸措置を講ずること。記。1.『米ドル資金供給オペレーション基本要領』の有効期限を平成 21 年 4 月 30 日まで延長すること。2.『米ドル資金供給オペレーションにおける貸付対象先選定基本要領』の有効期限を平成 21 年 4 月 30 日まで延長するとともに、別紙. のとおり一部改正すること。3.『ニューヨーク連邦準備銀行との間の為替スワップ取極要綱』中、4.に定める為替スワップ取極の有効期限を平成 21 年 4 月 30 日とするとともに、5.に定める引出限度額を 1,200 億ドルに増額し、これに沿ってニューヨーク連邦準備銀行との間のスワップ取極の内容を一部変更すること。』最後の 5 頁については、貸付対象先選定基本要領の一部改正案をお示ししている。先程申し上げた内容がアンダーラインの部分で追加されている。また、この改正は本日より実施するという附則を付している。私からは以上である。

Ⅲ. 執行部提案等に関する討議

白川議長

それでは、今説明のあった執行部の提案について自由に討議したいと思う。順番は特に指示しないので、ご自由にご発言頂きたい。なお、18 日に決定した金融市場調節方針は、次回決定会合までの方針を定めている。このため、本日臨時の決定会合を開催したことに伴い、改めて次回の決定会合までの金融市場調節方針を決定する必要がある、後程その採決を行うこととなる。18 日の決定会合後、消費者物価指数など新たな指標が幾つか公表されているが、明日以降公表される多くの月次指標や短観を見極めたうえで、来週の決定会合で集中的に議論することが適当ではないかと思う。そこで、本日は経済・物価情勢に関する議論は行わず、現在の金融市場調節方針を維持することとしてはどうかと私としては考えているが、別途のご意見があればこの討議の中で触れて頂きたい。

亀崎委員

協調対応策で宜しいか。先程説明があったように、ドルの流動性がほぼ

枯渇している状況であるから、協調対応策を採ることについては賛成である。ただ、増額の規模、それから期間延長——来年の4月末まで——の二点について、合理的な根拠というか、どう考えれば良いのかについて、コメント頂きたい。

鮎瀬企画局参事役

今回、各中央銀行での考え方については、一つは足許でのドルに係る流動性の逼迫がある。今後、流動性需要が高まるとみられる12月末に向けて予め十分なドル供給枠をそれぞれの中央銀行において確保し、そして市場の状況に応じてドル資金を円滑に供給していくことが適当との考え方に立って、それぞれ金額の目途を定めたと理解している。また、このスワップ協定の期間を来年4月末まで延長することについても、同様に、まずは12月末に向けてターム物での供給も含めて円滑に供給していくためには、こうした期間設定が差し当たり必要になる、という考え方と理解している。

須田委員

額について、私もどう評価すれば良いのか、お聞きしたい。今、金融機能強化法案が国会を通過しつつある中、世の中は、問題は資本不足であって流動性の不足ではないという考え方も広まっている。そこで、流動性を様々な方向で拡大していく対策が念のために採られると伝わる分には良いと思う。逆に、この法律では資本が十分に注入することが見通せないため、この問題はまだ長引く、だから流動性を沢山出さなくてはいけない、という評価に繋がる可能性はないか。つまり、マーケットが却って悪い方にとらないか、という懸念がある。これだけ拡大するのは基本的には念のためだと思って良いか。

鮎瀬企画局参事役

米国の緊急経済安定化法に関する合意自体は、勿論欧米の金融システムの安定ひいてはドル市場も含めた市場の流動性の改善にとって大きな前

進になっていくと期待される場所である。しかし、足許の状況はドルの需給が非常に逼迫しているし、また欧米金融機関の破綻事例が色々出てきていて、信用リスクへの懸念も非常に強い状況にある。従って、今後、実際に緊急経済安定化法のオペレーションが始まって、勿論その効果は出てくると思われるが、当面、短期金融市場での緊張は相当続いていくと考えざるを得ない。勿論、緊急経済安定化法の効果に大きく期待する。ただ、足許での流動性の逼迫度合いは、日本でもその効果は直ぐに解消していく状況にはないので、こちらも万全の体制を整えていくべきと考えている。

山口理事

補足すると、日本と欧米では市場の状況にニュアンスの違いが若干あると思っている。欧米については、例えばECBはスワップ限度額目一杯までオペで供給している状況である。それから、バンク・オブ・イングランドも同じ状況である。従って、実際にマーケットの流動性を考えると、これだけの規模のスワップの増額を行い、それを前提に中央銀行が流動性を供給することが必要な状況にあるという事態と思っている。日本については、18日にスワップの供給額を定め、実際に一回だけ流動性供給をやったが、その後の展開はむしろ徐々にではあるが厳しさを増してきている。18日の段階では、ドルの需給が円市場にも影響を及ぼし得るところに注目しながらドル供給オペを実施するとの判断に立っていたが、実際には東京市場におけるドル需給自体も逼迫してきている。東京市場にも、じわじわと欧米におけるドル需給の状態が波及するようになってきている。それを踏まえて、我々としては今回極度額を拡大し、柔軟に流動性を供給できる体制をとっておく必要があるという判断である。

野田委員

確かに、足許、欧米の状況をみると、流動性が足りない、逼迫していることは事実である。また、今回、ドル供給額は世界的に倍以上になる。もう一つ、須田委員のご質問に関連して言えば、ここが本当に打止めという

感じはなかなか難しいが、また次の増額はあり得るのか。どこまで行けば良いのか。裏返して言えば、本当に流動性の供給だけで良いのか、また、これはどこかでストップすると思うが、どこまで考えておけば良いか。勿論、お答え頂きたいとは言わないが、そういう疑問がだんだん大きくなって来る。本質的な問題は資本不足であるとすれば、この穴が埋まらない限りはどこまで行くのかと思う。

山口理事

野田委員のおっしゃる趣旨は私も共有する。流動性を大量に供給しさえすれば、それで片が付くかというところはいかないだろうという気がしている。では矢継ぎ早に追加措置を講じていくこと自体が市場の不安を煽るリスクを当然認識している。この辺でを出していきたい、できればにしてみたいという気持ちを持っていることは事実だ。ただ、そのとおりになるかどうかはマーケット次第であるので、この辺は我々としても注意深くみていかなければいけないと思っている。

水野委員

宜しいか。質問というか意見である。この件については賛成である。今求められているのはスピード感のある対応である。私は米国の不良債権問題への対応策が十分ではない中で、国際協調という観点から中央銀行ができるだけのことをするという意味で賛成である。ただ、今、皆様がおっしゃったように、流動性の供給だけでは十分でない。我が国の経験に照らしても、問題金融機関を抱えている国がここで資本を直接入れていかない限り、問題は解決しないということ、そして、当該国の中央銀行あるいは金融当局が、そう政府に働きかける努力をしていかななくてはいけない、ということシェアしたいし、中央銀行の仲間ではある程度シェアできていると信じたい。今回については、スピード感が重要であるから、我々は集まってここでやっている。それはそれで良い。ただ、同時にこれだけではだめだという意識だけは共有しておいた方が良いのではないかと思います。

白川議長

皆様の意見は認識としては一致していると思う。今回の流動性供給それ自体は必要であるが、それが基本的な問題に対する答えではなくて、別途、資本の充実が必要であることについて、意見が一致していると思う。私も、様々な機会を通じて、アメリカそれから欧州の中央銀行の首脳にはそうした見解を伝えているし、単に一般論として伝えるだけではなくて、もう少し具体的に日本の経験を踏まえて、これからも粘り強く話をしていきたいと思う。この場の皆様の気持ちを代表して、そういう形で今後とも当たっていきたいと思っている。

中村委員

オペの対象を増やしたことについては、何か目的があるのか。

鮎瀬企画局参事役

今回、資金を増額するので、それを流していくルートについても、より一段と広げることで円滑なドル資金の供給に資するといった考え方である。

白川議長

カウンターパーティ・リスクに対する不安があるので、間接的にオペ先を通じていくのではなくて、直接、日本銀行のオペ先になっていないとドルが供給しにくいと思う。

山口理事

今回オファーして、幾つかの金融機関からは、オペ先に入れてもらいたいというニーズが出てきている。そうしたニーズを無視して従来どおりやっていくことも、勿論、判断としてない訳ではない。しかし、有効に資金需要に応えていくのが今回の趣旨であるため、そういったところも幅広

く取り入れながら対応していこうという判断である。

須田委員

広げた範囲はどの程度か。

山口理事

先程申し上げたとおり、33 先である。

須田委員

そうではなくて、条件としてである。分母を広げる時の条件は……。

白川議長

今までの本店オペに入っていない先である。

須田委員

それは、条件としては全然変わらないのか。

白川議長

変わらない。その分だけ拡大する。その中から希望先が出てくるということである。

野田委員

時間もないので一つだけ。10 月 7 日は拡大せず従来の予定どおりの先でやることに、何か理由はあるのか。

鮎瀬企画局参事役

実務的に間に合わせるのはかなり厳しいのではないかというのが実情である。

野田委員

次々回からは、という感じであるか。

鮎瀬企画局参事役

そのつもりである。

白川議長

それでは、政府からご意見があればお願いします。

竹下財務副大臣

最近の国際金融市場の動揺については、政府・日本銀行との間で緊密な連絡を図りつつ、機動的に対応してきた。今後とも適切に対応して参りたいと思っている。そして、今回の提案であるが、9月18日に決定した「短期金融市場における調達圧力の高まりへの協調対応策」を、現下の金融市場の状況などを踏まえて拡充する措置であり、政府としては政策決定会合のご判断を尊重したいと考えている。

白川議長

それでは、藤岡内閣府審議官、お願いします。

藤岡内閣府審議官

今回の措置は、米ドル資金調達圧力の急激な高まりに対するための時宜を得た国際協調策として評価する。政府としても、世界経済と国際金融市場の動向及び我が国の経済への影響に引き続き注視して参りたい。日本銀行におかれても、引き続き適時適切な金融政策運営に努め、景気の下振れリスクを考慮して金融面からしっかり経済を支えて頂くことを要望する。以上である。

IV. 議案の取りまとめ・採決

白川議長

次に、執行部提案の「米ドル資金供給オペレーション基本要領」の一部改正等に関する件の採決及び金融市場調節方針の議案の取り纏めと採決を行いたいと思う。執行部は、金融市場調節方針の議案を用意して頂きたい。なお、「米ドル資金供給オペレーション基本要領」の一部改正等に関する件の議案については、先程執行部から説明したとおりである。それでは、執行部から調節方針の議案の配付と読み上げをお願いします。

[事務局より議案配付]

雨宮企画局長

調節方針を読み上げる。「金融市場調節方針の決定に関する件。案件。次回金融政策決定会合までの金融市場調節方針を下記のとおりとし、別添のとおり公表すること。記。無担保コールレート（オーバーナイト物）を、0.5%前後で推移するよう促す。以上。」である。別添対外公表文である。

「2008年9月29日。日本銀行。当面の金融政策運営について。日本銀行は、本日、政策委員会・金融政策決定会合において、次回金融政策決定会合までの金融市場調節方針を、以下のとおりとすることを決定した（全員一致または賛成○反対○）。無担保コールレート（オーバーナイト物）を、0.5%前後で推移するよう促す。以上。」である。

白川議長

それでは最初に「米ドル資金供給オペレーション基本要領」の一部改正等に関する件の採決を行い、その後、金融市場調節方針の採決を行う。申し訳ないが。

[政府からの出席者退室]

それでは、「米ドル資金供給オペレーション基本要領」の一部改正等に関する件の採決をお願いする。

[議案について事務局より決裁文書を回付、各委員がサイン]

議決結果

賛成：白川総裁

西村副総裁

須田審議委員

水野審議委員

野田審議委員

中村審議委員

亀崎審議委員

反対：なし

棄権：なし

欠席：なし

大杉政策委員会室長

採決の結果を申し上げる。賛成7、全員一致である。

白川議長

本件と各国中央銀行の協調行動については、適宜執行部より対外公表することとしたいと思う。公表時刻は各国中央銀行による措置の公表時刻と同じ頃とし、本日午後11時になる見込みである。それでは次に、金融市場調節方針に関する採決をお願いする。

[議長の議案について事務局より決裁文書を回付、各委員がサイン]

議決結果

賛成：白川総裁

西村副総裁

須田審議委員

水野審議委員

野田審議委員

中村審議委員

亀崎審議委員

反対：なし

棄権：なし

欠席：なし

大杉政策委員会室長

採決の結果を申し上げる。賛成 7、全員一致である。

白川議長

山本理事と金融市場局長には、ここに定められた方針に沿って、調節に努めるよう、これをもって指示する。事務局は公表準備を開始して頂きたい。それから政府の出席者を呼び戻して頂きたい。

〔政府からの出席者入室〕

全員一致であった。最後に、本日の臨時会合の開催に伴う議事要旨の承認、公表の扱いについてである。次回会合までの期間が短いことから、ご異論がなければ、10月31日の会合で承認のうえ、公表することとしたいと思う。また、前回18日の臨時会合の議事要旨については、これは予定どおり、10月6日、7日の会合で承認のうえ、公表することとしたいと思う。宜しいか。

野田委員

それはこれまで世の中に約束したものと齟齬はないのか。

白川議長

「次回会合まで」という部分に限っては若干齟齬が生じてしまう。

須田委員

それは、今、ここで、それで良いと決めてしまっただけということだな。

白川議長

議事規則上、それは問題ない。説明をお願いします。

大杉政策委員会室長

ここでご決定頂ければ問題ない。

白川議長

それは口頭でご異論がないということを確認すれば良いということか。

大杉政策委員会室長

然り。

雨宮企画局長

前回もそうであるが、確認されたという内容は議事要旨そのものに記載するので、記録に残るようにする。

野田委員

了解した。

須田委員

それで異議はない。

白川議長

本来であれば望ましくないと思うが、今回この時間的なスケジュールの中でそうさせて頂きたい。

V. 閉会

白川議長

以上で本日の議案を終了した。次回は 10 月 6 日、7 日に開催する予定である。決定会合における議論の内容は、ご自身の発言も含め、厳に出席者限りとし、議事要旨及び議事録という一定のルールに沿って開示する取扱いとなっている。決定会合への信認を確保する観点から、政府出席者の方々も含め、この場の皆様におかれては、厳正な機密管理をお願いする。それでは、事務局は公表時刻が午後 11 時で変更ないか、確認して頂きたい。

執行政策委員会室企画役

申し上げる。公表時刻は午後 11 時で変更ない。

白川議長

公表時刻が午後 11 時と決まった。以上をもって閉会とするが、公表まで会議室から出ないようにお願いします。政府出席者におかれては、控室で公表をお待ち頂いても結構である。

(22 時 45 分閉会)

以 上